

横手市建築基準法施行細則を改正し、建築物の調査対象に付加した内容

	項目		方法	判定基準
1 建築物の内部	(1) 各階の主要な常時閉鎖した状態にある防火扉	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視等により確認する。	物品が放置されていること等により防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。
		防火扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		防火扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。
		固定の状況	目視等により確認する。	防火扉が開放状態に固定されていること。
		人の通行の用に供する部分に設ける防火扉の作動の状況	防火扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、防火扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。	昭和48年建設省告示第2563号第1第1号の規定に適合しないこと。
	(2) 居室の換気	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、1年以内に実施した法第12条第3項に規定する定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することである。	換気設備が作動しないこと。
		換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
2 避難施設等	防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。	可動式防煙壁が作動しないこと。

●上記の付加した内容の調査結果については、建築物の調査結果表（別記第一号）の「7 上記以外の調査項目」欄に記載して報告してください。

市のホームページでは、付加した調査内容を記載した様式を準備していますので、ダウンロードしてご活用ください。